

令和7年度 集団指導資料 <居宅介護支援事業所に係る事項>

令和8年3月
酒田市健康福祉部高齢者支援課

1 ケアマネジャーを取り巻く現状

厚生労働省 ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会資料より（R6.4.15開催）

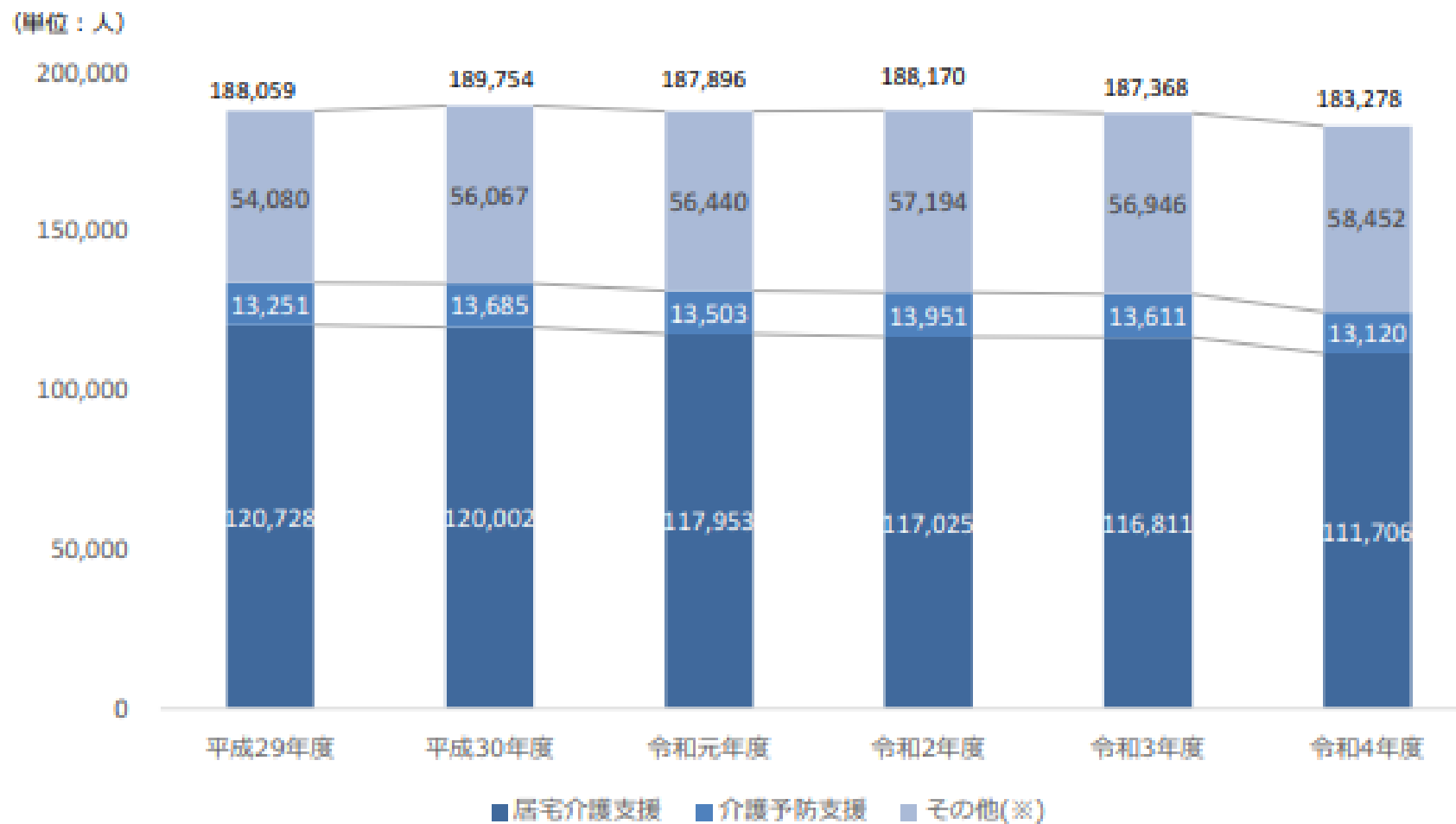
2 令和6年度介護報酬改定における主な改定事項（居宅関連）

- (1) 介護支援専門員1人当たりの取扱件数
- (2) 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

3 各種報告・届出について

- (1) 短期入所サービス利用に係る報告書の取り扱い
- (2) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算に係る報告
- (3) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出

■ 介護支援専門員の従事者数（実数）の推移



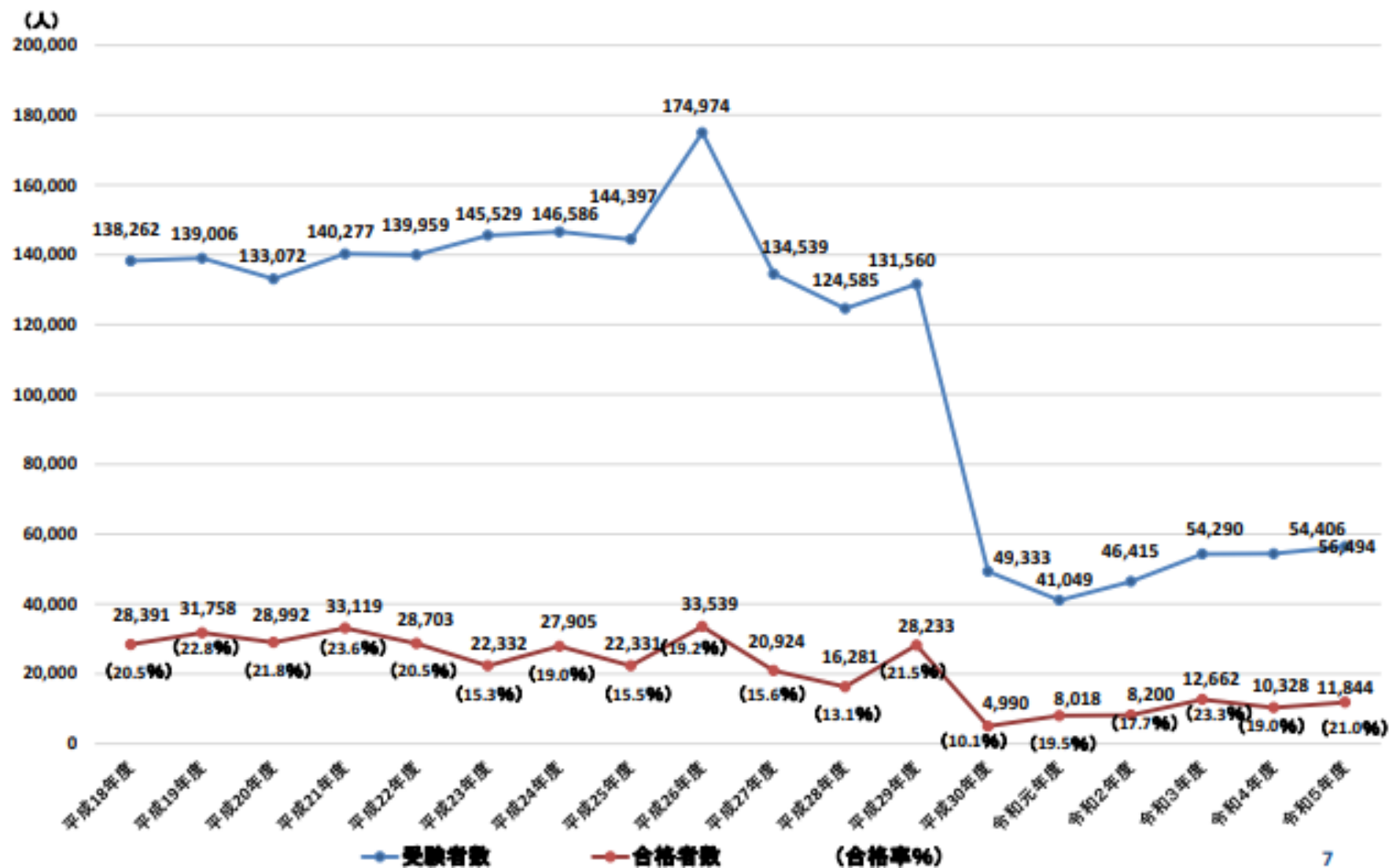
(※) 特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院

【出典】介護サービス施設・事業所調査（各年度10月1日時点）

1 ケアマネジャーを取り巻く現状

～ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会資料～

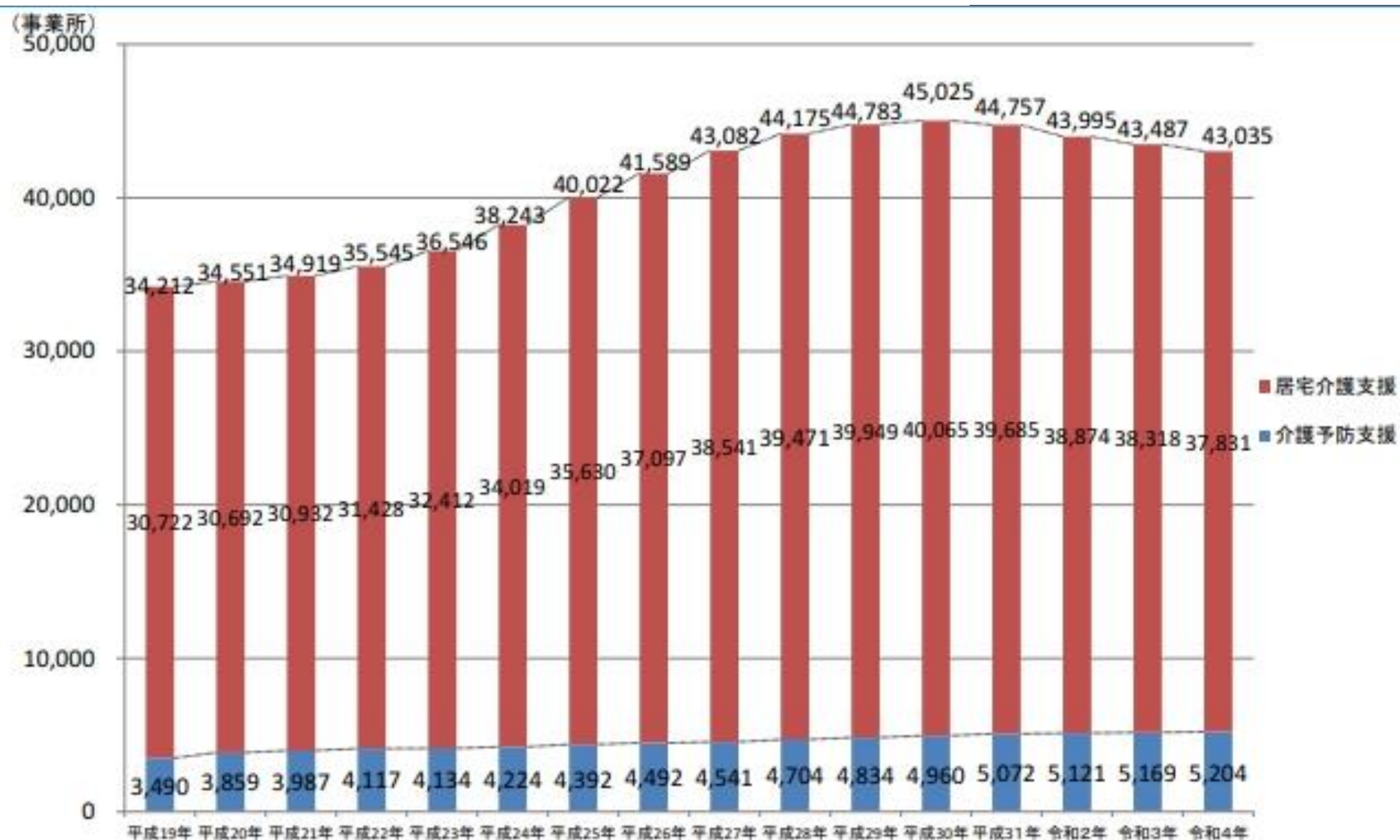
■ 実務者研修受講試験の受験者数及び合格者数の推移



1 ケアマネジャーを取り巻く現状

～ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会資料～

■ 居宅介護支援・介護予防支援の請求事務所数

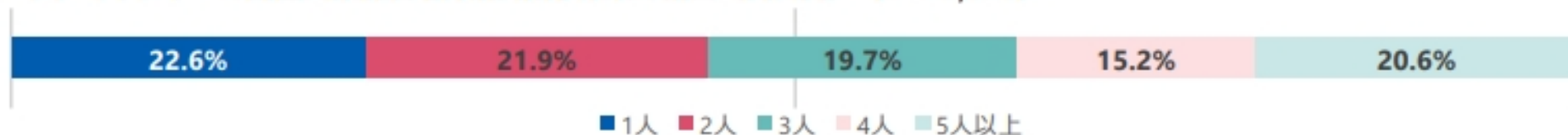


※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

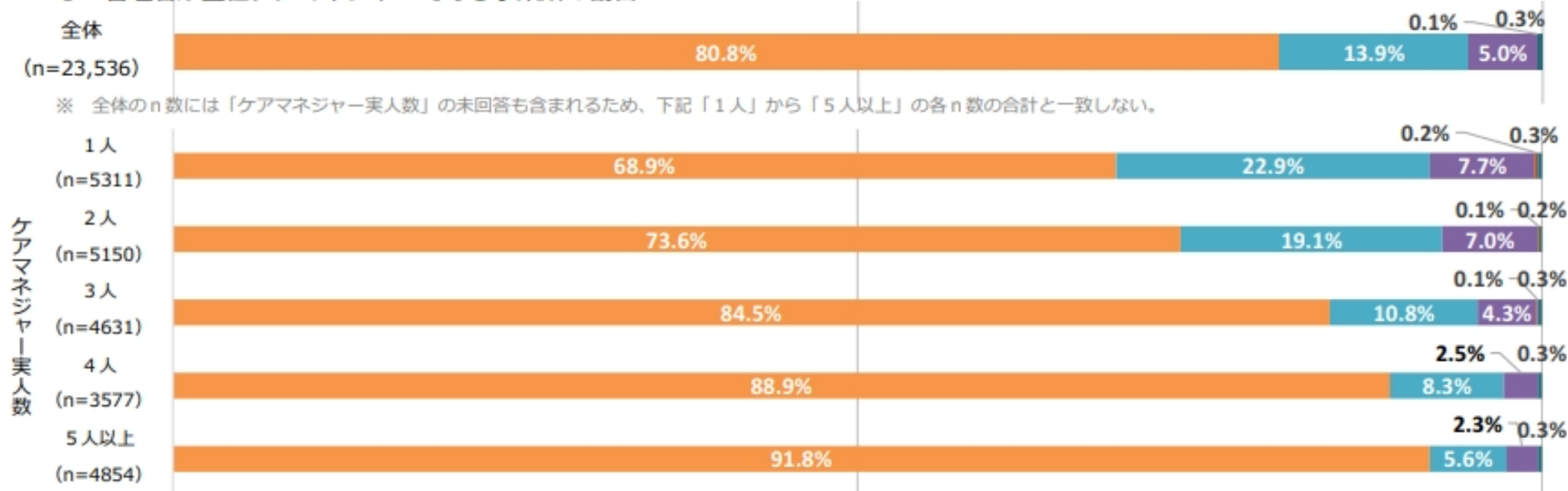
出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計（旧：介護給付費等実態調査）」（各年4月審査分）

■ 居宅介護支援・介護予防支援の請求事務所数

○ ケアマネジャーの配置人数別居宅介護支援事業所の割合（実人員）（n=23,523）



○ 管理者が主任ケアマネジャーである事業所の割合



■ 管理者が主任ケアマネジャーである

■ 管理者が主任ケアマネジャーでない（経過措置期間中に修了見込み）

■ 管理者が主任ケアマネジャーでない（経過措置期間中に修了することが困難/見込みが立てられない）

■ 管理者が主任ケアマネジャーでない（修了見込みについて無回答）

■ 無回答

【出典】 令和4年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」（株）三菱総合研究所

1 ケアマネジャーを取り巻く現状

～ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会資料～

■ ケアマネジャーの1人当たり担当利用者数

| 実施年度 | 調査事業名 | 回収数 (事業所) | 1事業所当たり 利用者数 (人) | | | ケアマネジャーの 常勤換算人員 (人) (常勤+非常勤) | 常勤換算の介護支援 専門員1人当たり利用者数 (人) (換算人員ベース) | | |
|------|-------------------------|--------------|---------------------|------|------|------------------------------------|---|-----|------|
| | | | 要支援 | 要介護 | | | 要支援 | 要介護 | |
| R01 | 老健事業 (管理者要件に関する調査) | 33,264 | 85.7 | 15.2 | 70.5 | 2.8 | 30.8 | 5.6 | 25.2 |
| R02 | 老健事業 (管理者要件に関する調査) | 30,021 | 88.3 | 14.1 | 74.2 | 2.8 | 31.0 | 5.1 | 25.9 |
| R03 | 老健事業 (報酬改定の影響に関する調査) | 1,134 | 93.2 | 13.4 | 79.8 | 3.1 | 32.7 | 4.8 | 27.9 |
| R04 | 老健事業 (管理者要件に関する調査) | 23,536 | 95.0 | 14.2 | 80.8 | 3.0 | 31.8 | 4.9 | 26.9 |

【出典】

- 令和元年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」(株)三菱総合研究所
- 令和2年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援における業務負担等に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」(株)三菱総合研究所
- 令和3年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」(株)三菱総合研究所
- 令和4年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業「管理者要件に関する調査」」(株)三菱総合研究所

2 (1) 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数

令和6年度介護報酬改定

介護支援専門員 1人当たりの取扱件数 (報酬)

概要

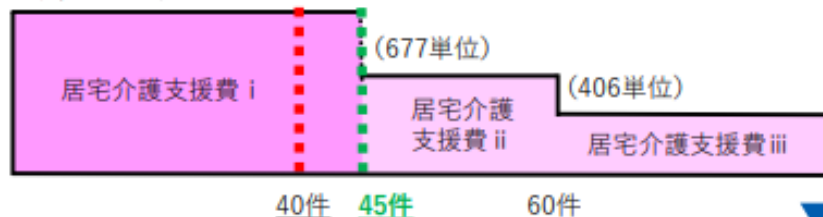
【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 居宅介護支援費 (I) (i) の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費 (I) (ii) の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
 - イ 居宅介護支援費 (II) の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費 (II) (i) の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費 (II) (ii) の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。
 - ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

例：要介護3・4・5の場合

【現行】

(1,398単位)



居宅介護支援費 (II) の算定要件

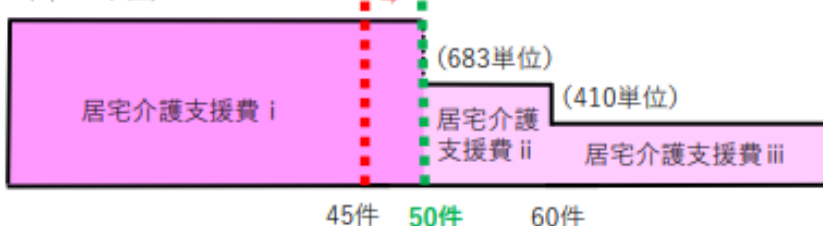
ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数

2分の1換算

【改定後】

(1,411単位)



居宅介護支援費 (II) の算定要件

ケアプランデータ連携システムの
活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数の取扱件数

3分の1換算

2 (2) 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

- 中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するため、平成18年度介護報酬改定で創設。以降累次の改定において見直しを実施。

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
 - イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
 - ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
 - エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

| | |
|---------------|---------|
| 特定事業所加算 (I) | 505単位/月 |
| 特定事業所加算 (II) | 407単位/月 |
| 特定事業所加算 (III) | 309単位/月 |
| 特定事業所加算 (A) | 100単位/月 |



<改定後>

| | |
|---------------|----------------------|
| 特定事業所加算 (I) | 519 単位/月 (変更) |
| 特定事業所加算 (II) | 421 単位/月 (変更) |
| 特定事業所加算 (III) | 323 単位/月 (変更) |
| 特定事業所加算 (A) | 114 単位/月 (変更) |

2 (2) 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

算定要件等

| 算定要件 | (I) | (II) | (III) | (A) |
|---|-------|-------|-------|-------------|
| | 519単位 | 421単位 | 323単位 | 114単位 |
| (1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u> | 2名以上 | 1名以上 | 1名以上 | 1名以上 |
| (2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u> | 3名以上 | 3名以上 | 2名以上 | 常勤・非常勤各1名以上 |
| (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に関行すること | | | ○ | |
| (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること | | ○ | | ○ 連携でも可 |
| (5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること | ○ | | × | |
| (6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 | | ○ | | ○ 連携でも可 |
| (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること | | | ○ | |
| (8) <u>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</u> | | | ○ | |
| (9) 居宅介護支援費に係る <u>課税標準減額又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと</u> | | | ○ | |
| (10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり <u>45名未満</u> （居宅介護支援費（II）を算定している場合は <u>50名未満</u> ）であること | | | ○ | |
| (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用） | | ○ | | ○ 連携でも可 |
| (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること | | ○ | | ○ 連携でも可 |
| (13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること | | | ○ | |

3 (1) 短期入所サービス利用に係る報告書の取り扱い

短期入所サービスは、利用者の在宅生活を維持する観点から、利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るためのもの。居宅サービス計画に短期入所サービスを位置付ける場合には、利用者の心身状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条21項）

令和7年8月5日事務連絡の取扱いにより提出してください。

※提出された書類についてヒアリングする場合があります。

【提出書類】 ①短期入所サービス利用に係る報告書 ②アセスメントシート ③居宅サービス計画書

【提出方法】 持参または郵送

【提出時期】 半数を超えることが見込まれる前月末まで

【認定有効期間のおおむね半数の基準日数】

酒田市では 認定有効期間が36か月の場合 548日 ・24か月の場合 365日 ・12か月の場合 183日

※支給限度準額を超えて利用者が全額負担した短期入所サービスの利用日数は含めません。

【短期入所サービスの利用にあたっての留意事項】

- ・短期入所サービスの利用は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであるため、その利用者の心身状況や環境等を十分に勘案し、**必要最低限にとどめてください。**
- ・短期入所サービスの利用が認定有効期間のおおむね半数を超える場合にあっては、必要に応じ、特別養護老人ホーム等への施設への申し込みを検討するなど必要な援助を行ない、短期入所のおおむね半数を超えての利用の**早期解消に努めてください。**

3 (2) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算に係る報告

特定事業所集中減算は、**正当な理由なく**、当該居宅介護支援事業所において前6箇月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護のいずれかで、紹介率最高法人が占める割合が100分の80を超えている場合に、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について、1箇月につき200単位を所定単位数から減算するもの

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回、特定事業所集中減算報告書を作成し、算定の結果、紹介率最高法人が80%を超えた場合は報告書を酒田市に提出してください。

【判定期間と減算適用期間】

| | 判定期間 | 減算適用期間 | 市への届出書提出期限 |
|----|-----------|-------------|------------|
| 前期 | 3月1日～8月末日 | 10月1日～3月31日 | 9月15日まで |
| 後期 | 9月1日～2月末日 | 4月1日～9月30日 | 3月15日まで |

【提出書類】

- ①居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書
- ②（新たに減算に該当）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）

【正当な理由】 R7.8.26付高発第486号通知を参照してください。

【書類の保存期間】 5年間（80%を超えない場合も含む）
運営指導等で確認します

減算の適用に係る割合の計算を誤りがないよう留意ください。（介護保険最新情報vol,1304）

本減算制度の趣旨を踏まえ、居宅サービス計画に位置付ける事業者が**特定の法人に不当に偏ることのないよう、公正中立で適切な居宅介護支援業務の遂行**をお願いします。

3 (3) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出

訪問介護の生活援助中心型のサービスについて、厚生労働大臣が定める回数以上を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける場合、その必要性を当該居宅サービス計画に記載するとともに、市町村に届け出ることが義務付け

【厚生労働大臣が定める回数等について訪問介護（生活援助中心サービス）の1月あたりの回数】

| 要介護状態区分 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------|------|------|------|------|------|
| 基準回数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

【提出書類】 ①短訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出
②居宅サービス計画書 ③サービス担当者会議の記録 ④支援経過の記録(該当箇所)

【提出時期】 基準回数以上となるものについて、計画を作成した月の翌月末日まで

令和3年10月より区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占めるケアプランも届け出対象

〈対象〉

①居宅介護支援事業所の事業所単位で
区分限度基準額の利用割合が7割以上

かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」の事業所を抽出

※上記要件で国保連合会が抽出した帳票をもとに市が居宅介護支援事業所へケアプランの届出を依頼します